沖縄県共同募金会より

ありがとうメッセージ
念願の事業用車両を購入

通所授産施設ありんこ（うるま市）
配分額：１６０万円

おかげさまで、念願だった授産事業用の車両を購入することができました。外部作業の多い当施設では、今まで車両不足で作業に支障をきたしていましたが、今回の車両購入により、授産事業や施設活動に幅広く活用することができるようになりました。これにより、利用者の皆様の処遇向上につながるものと確信しています。これからも皆様の善意に応えられるよう頑張っていきますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

▲購入した車両の前でありんこの皆さん

地域福祉活動支援のお知らせ

平成19度事業　公募助成のご案内

■募集対象
地域で福祉活動を実施している住民団体やボランティアグループの資金助成。住民主体の諸活動であり、自主性・非営利・公開を原則とする。

■助成限度額
１団体、１件30万円

■募集期間
平成18年７月３日（月）～10月31日（火）
午後５時必着（土・日は除く）

■募集方法
所定の応募用紙に必要事項等を記入の上、文書を付けて沖縄県共同募金会へ提出（郵送可）

■問合せ先
沖縄県共同募金会事務局
電話０９８-８８２-４３５３
ＨＰでも紹介

平成17年度共同募金以外の寄付金に係わる取扱い結果の公表

都道府県共同募金会および中央共同募金会は、共同募金以外の寄付金に係る税制上の措置を行っています。この制度は厚生省通知を受け昭和45年5月27日付中央共募発第68号（通報第15報）「共同募金会に対してなされた社会福祉に関する寄付金の税制上の取扱について」別添「共同募金以外の特定寄付金・指定寄付金取扱細目」および平成元年8月8日付中央共募特発第２００号（通報第51報）「住所地の都道府県共同募金会に対してなされた特定寄付金及び指定寄付金取扱基準」および「共同募金以外の寄付金取扱基準」並びに「住所地の都道府県共同募金会に対してなされた寄附金の個人住民税に係る取扱要領」に基づき審査のうえ承認されます。また、厚生労働省を経由して財務省・総務省に報告書を提出します。

平成9年6月16日付厚生省社援企第１０５号「共同募金会に対してなされた寄付金（共同募金を除く）についての税制上の取扱いについて」により、当該会計年度における受配者ごとの配分額が３０００万円を超える寄付金については、公表をする必要があります。

平成17年度の公表の対象となる寄付者及び受配者の名称並びに配分額は、左記の一覧表のとおりです。

平成17年度共同募金以外の寄付金に係わる取扱い結果一覧

寄付者名	受配法人名	配分額
医療法人　カムラ会	社会福祉法人　ムサアザ福祉会	70,000,000
医療法人　ムサアザ会	社会福祉法人　ムサアザ福祉会	40,000,000
医療法人　陽心会	社会福祉法人　陽風会	83,121,000

シリーズ 活動最前線

身近に集える明るい空間
かまどぅハウス

今回は、恩納村真栄田にある「かまどぅハウス」について紹介する。

かまどぅハウスは、地域の高齢者が日中を楽しく過ごす憩いの場の名称で、同村のボランティアグループ「もみじ会」（伊波絹江会長）が平成17年1月から運営している。

かまどぅハウスは毎週火曜日の10時ごろから3時ごろまでオープンしている。その間、一緒に昼食をとったり、おしゃべりをしたり、ビデオを鑑賞したりとゆったりとした時間を過ごす。

会場は集落内にある民家を利用している。もみじ会メンバーの安富祖愛子さんの義母・さえさんの自宅を提供しているため、その幼名を取って「かまどぅハウス」と名づけられた。

もみじ会では、ハウスの運営に際して、食材の買出しから、昼食の調理、利用者との歓談などを手分けして行っている。利用者からは食事代の２００円のみで、活動にかかる残りの費用は会からの持ち出しやバザーの収益をあてている。こうした熱心なボランティアがかまどぅハウスを支えている。

かまどぅハウスを利用する長浜長栄さん（90歳）は、「ここに来るのが毎週楽しみです。」と話し、ボランティアが調理した昼食に「おいしい」と舌鼓を打った。食卓には利用者が持ち寄った食材の料理が並び、おしゃべりでも地元の話題が上がる。地域の駐在所や役場職員、住民らの来客も多く、まさに地域に密着した活動を肌で感じることができた。

もみじ会の伊波会長は「みんなの笑顔を見るとうれしい。」と話し、メンバーの山内鈴子さんは「地域でお年寄りを元気にしていきたい。介護や医療が必要にならないように元気でいることが大切」と語った。

地域の高齢者が社会との接点を持つことは非常に重要である。こうした憩いの場や拠点が、県内各地に広がることが期待される。

▲かまどぅハウスに訪れた地域の方々と利用者の皆さん

福祉施設経営相談（労務管理編）Q&A

監修▼福祉施設経営相談支援事業専門相談員
社会保険労務士　江尻 育弘

Q

今年度から、人事考課を始める事になりました。ただ、評価する側の私は、実施前から「人が人を評価する」ことに限界を感じています。どのような考え方で人事考課を行うと良いのでしょうか。

A

ご質問の内容からして、これは人事考課の中の「情意考課」を指しているものと思われますが、情意考課ではまず、①行動の選択、②要素の選択、③段階の選択を行います。

①は、どのような行動を人事考課の対象として取り上げるかという事です。

②は、評価対象とする行動を取り上げたら、その行動をいずれの要素で説明するかです。具体的には、1・規律性、2・責任性、3・積極性4・協調性の中から選びますが、5として安定性を付け加える場合もあります。

③は、Aとするか、Bとするか、Cとするか・・・です。

要するに、どの行動を選択し評価するかであり、決して人物評価ではないということに注意してください。さらに誤解を恐れずいうならば、「人の改善は難しいが、行動の改善はできる」ということになるでしょう。人事考課の前と後とでは、何かが変わらなければ意味がないわけですから、行動が改善されれば、まずはOKと考えてください。

県社協では経営支援室を設置し、福祉施設の経営相談に関する相談を受付けています。

社会福祉法人の設立、施設経営、職員の処遇、会計・税務、法律問題など、さまざまな相談に対して、2名の経営支援員と3名の専門相談員が対応しています。

沖縄県社会福祉協議会
経営支援室
電　話０９８（８８７）２０３７（直通）
ＦＡＸ０９８（８８７）２０４３（直通）